

自 第 316 号
平成 24 年 9 月 24 日

社団法人岩手県獣医師会会長 様

岩手県環境生活部長



渡り鳥等野生動物への餌付け防止及び感染症等蔓延防止に
係る啓発について（依頼）

このことについて、これから渡り鳥の飛来シーズンを迎えますが、生態系や鳥獣保護管理への影響が懸念される渡り鳥をはじめとする野生動物への安易な餌付けの防止について、今年度も県のホームページで別記のとおり啓発を図ることとしております。

また、鳥類のみならず、野生動物は全般において、種々の病原体を保有している可能性を否定できないことから、感染防止及び蔓延防止の観点から、不用意な接触防止や正しい知識の普及につきましても併せて啓発を図ることとしておりますので御理解、御協力をいただきますとともに、貴会におかれましても、広報などを活用して啓発をしていただきますようお願いいたします。

なお、普及啓発にあたっては、別添資料を御参照下さい。

担 当
野生生物担当(奥 村)
TEL 019(629)5371
FAX 019(629)5379
メール a-okumura@pref.iwate.jp



別記

渡り鳥など野生動物への餌付けをしないようご協力をお願いします！！

渡り鳥などの野生動物に餌を与えたり、ゴミを放置することによって、生態系や鳥獣の保護などに影響が生じるおそれがあります。

希少鳥獣等の保護のために行われる給餌などの特別な場合を除き、野生動物への餌付けや渡り鳥の飛来地などにゴミを放置しないよう、ご理解とご協力をお願いします。

- 餌付けは、野生動物がそれらの食べ物に依存したり、人馴れが進むことによって増えすぎたり、渡りの時期を遅らせたりし、生態系を乱す原因となります。
- 渡り鳥など野生動物には静かな環境が一番です。安易に餌付けせず、静かに見守ることが大切です。

野生動物に不用意に接触するのは控えましょう！！

野生動物は、様々な病原体を持っていることがあるため、餌付けなどの場所から人間の靴などに病原体が付着し、拡散するおそれがあります。

- 過度に恐れる必要はありませんが、野生動物にむやみに接触することは控えましょう。
- 野生動物を観察するときは、正しい知識を持ち、適度な距離で行いましょう。